

第5期嬉野市農業委員会
第26回定例総会議事録

令和2年9月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会 第26回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	下野古木場 外2筆 基盤整備	R2.9.2	了 承
	2	岩屋川内陣野 畑の嵩上げ	R2.9.2	了 承
報告第2号		農地法第5条第1項第7号の規定による届出について		
	1	不動山皿屋南谷 無線基地局新設	R2.9.2	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	不動山宮ノ前 使用貸借権	R2.9.2	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩 1~11	久間八幡籠 外14筆 使用貸借権・賃借権	R2.9.2	承 認
	嬉 1~6	岩屋川内平重 外9筆 賃借権・使用貸借権	R2.9.2	承 認
	市 1~6	馬場下関東二 外7筆 賃借権(農地中間管理機構)	R2.9.2	承 認
		所有権の移転		
	1	五町田流海 あっせん	R2.9.2	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	不動山宮ノ前 外1筆 売買	R2.9.2	許 可
	2	不動山宮ノ前 外1筆 売買	R2.9.2	許 可
	3	不動山宮ノ前 売買	R2.9.2	許 可
	4	不動山宮ノ前 売買	R2.9.2	許 可
	5	不動山北 売買	R2.9.2	許 可
	6	吉田清用 外1筆 売買	R2.9.2	許 可
	7	久間南 売買	R2.9.2	許 可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		

	1	久間八幡竈 牛舎	R2.9.2	承認
	2	下野三本松 外2筆 太陽光発電設備設置	R2.9.2	承認
	3	岩屋川内野原 太陽光発電設備設置	R2.9.2	承認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	久間二本松 駐車場	R2.9.2	承認
	2	馬場下三本松 外1筆 太陽光発電設備設置	R2.9.2	承認
	3	下野三本松 太陽光発電設備設置	R2.9.2	承認
	4	下宿第七区画整理 外1筆 駐車場	R2.9.2	承認
	5	下宿第七区画整理 外1筆 二世帯住宅	R2.9.2	承認
議案第6号		非農地証明願いについて		
	1	真崎大牟田東 農業用倉庫・雑種地	R2.9.2	決定
	2	大草野塔ノ原 埋め立て	R2.9.2	決定
	3	吉田清用 駐車場及び資材置場	R2.9.2	決定

第5期嬉野市農業委員会第26回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 2年 9月 2日
- 2 招集場所 うれしの茶交流館「チャオシル」 研修室
- 3 開会日時 開会 9月2日 午後1時55分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 9月2日 午後2時55分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	出		8	峰 正己	出	
2	馬場みどり	出	憲章朗読	9	中島文二郎	出	
3	森 和義	出	事前審査班長	10	杉崎 順憲	出	
4	西田 昭義	出		11	山口 安則	出	
5	植松 和幸	出	議事録署名	12	生田 健児	出	
6	山口智佐代	出	議事録署名				

(職員等)

事務局長	馬場 敏和	主 事	永田 良子
—	—	農業政策課主任	納富 作男

地目は3筆とも畑、面積は合計で1,330㎡です。
理由は、茶園改植に伴う圃場整備 ということです。
隣接は、東は原野、西は里道、南は原野、北は農道 です。
図面は2ページと3ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

この件について、植松委員、地域担当委員としての説明、意見を願います。

地域担当

現地については、都合により見ておりません、すみません。

議 長

続いて、8月27日に第1班、第2Gr で実施した事前審査の結果について、森 和義 委員、班長として報告をお願いします。

班 長

当日悪天候の中に、2時まで14件お疲れ様でした。

現場は茶園でございまして、作業効率を上げるためであり、問題ありません。

議 長

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

全員挙手です。よって、農地等形状変更届出について、整理番号1番については、全員了承です。

.....

議 長

続きまして、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

申請人は、上岩屋の ○○○○ 様 です。

所在地は、大字岩屋川内 陣野 ○○○番○

地目は山林（現況畑）、面積は7,351㎡のうち1,000㎡です。

理由は、畑の嵩上げで、乗用を入れられるように高さを調節し、作業効率を良くするため ということです。

隣接は、東は畑、西・南は山林・畑、北は山林 です。

図面は4ページと5ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

この件について、杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見を願います。

地域担当

陣野の地域で、お茶が盛んなところで事務局の説明とおりの作業効率を上げるためとのことで、スクリーンを見て、右のほう茶園が少し高くなって、下げたいとのことで、乗用機械でするようにしたいとのことです。

議 長

事前審査の結果について、森 委員、班長として報告をお願いします。

班 長

杉崎委員の方から詳しく説明があったように、問題ありません。

議 長

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議無し。」と呼ぶ者あり。〕

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、塩田町の分整理番号1番から11番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔無し。〕と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から11番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分整理番号1番から11番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、別添の表3ページ、利用権設定について嬉野町の分です。

皆さんにお諮りします。

利用権設定嬉野町の分整理番号1番から6番まで、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から6番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表3ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から6番についてです。

貸し手人は 大野原の ○○○○ 様 外4名様、

借り手人は 長崎県の ○○○○ 様 外4名様です。

所在地は、大字岩屋川内 平重 ○○○番○ 外9筆、

地目は田と畑、面積は田の合計が1,353㎡、

畑が合計で6,691㎡、田畑合計で8,044㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は5年から10年で、新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から6番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔無し。〕と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から6番については、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について、嬉野市の分 整理番号1番から6番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、別添の表4ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定について 嬉野市の分です。

皆さんにお諮りします。整理番号1番から6番については、一括審議をしたいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

整理番号1番から6番については、借り手人が、農事組合法人〇〇〇〇代表理事 〇〇委員となっています。

嬉野市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、審議開始から終了まで退室し、審議終了後に入室・着席ください。

(〇〇委員退室)

では、整理番号1番から6番について農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表4ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定嬉野市の分 整理番号1番から6番です。今までは、貸して人から中間管理機構へ、中間管理機構から借りて人へと2度手間となっておりました。県の方から通達がございまして、今回から一括でなりましたので、ご了解ください。

貸し手人は 宮ノ元の 〇〇〇〇 様 外5名様、

借り手人は 農事組合法人〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字馬場下 関東二 〇〇〇番〇 外7筆

地目はすべて田、面積は合計で8, 106㎡、利用権は賃借権、

期間は5年2ヶ月で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、利用権設定嬉野市の分 整理番号1番から6番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員

(質問等)

議長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野市の分 整理番号1番から6番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 農地中間管理機構をとおした、利用権設定嬉野市の分 整理番号1番から6番については、原案どおり承認することに決定しました。

売買価格は、反当たり300,000円、全体で40,200円です。
図面は12ページから13ページをご覧ください。以上です。

事務局

続きまして、整理番号2番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 丹生川の ○○○○ 様、
譲受人は 今寺の ○○○○ 様、
所在地は、大字不動山 宮ノ前 ○○○番○、外1筆 地目は2筆とも田、
面積は合計で、296㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大です。
売買価格は、反当たり300,000円、全体で88,800円です。
図面は14ページから15ページをご覧ください。以上です。

事務局

続きまして、整理番号3番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 上岩屋の ○○○○ 様、
譲受人は 中不動の ○○○○ 様、
所在地は、大字不動山 宮ノ前 ○○○番○、地目は田、
面積は725㎡です。
譲渡理由は経営縮小、譲受理由は経営規模拡大です。
売買価格は、反当たり300,000円、全体で217,500円です。
図面は16ページから17ページをご覧ください。以上です。

事務局

続きまして、整理番号4番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 大村市の ○○○○ 様、
譲受人は 中不動の ○○○○ 様、
所在地は、大字不動山 宮ノ前 ○○○番○、地目は田、
面積は394㎡です。
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大です。
売買価格は、反当たり300,000円、全体で118,200円です。
図面は18ページから19ページをご覧ください。以上です。

事務局

続きまして、議案書11ページ、整理番号5番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 丹生川の ○○○○ 様、
譲受人は 同じく丹生川の ○○○○ 様、
所在地は、大字不動山 北 ○○○番○、地目は畑、
面積は526㎡です。
譲渡理由は経営縮小、譲受理由は経営規模拡大です。
売買価格は、反当たり500,000円、全体で263,000円です。
図面は20ページから21ページをご覧ください。以上です。

農地区分は第2種農地、用途目的は牛舎です。

事由は、現在使用している牛舎は、民家に囲まれており、牛の鳴き声や臭い等で迷惑をかけていた。規模拡大を機に申請地に牛舎として転用したい ということです。

東は山林・道路、西は山林、南は田・道路、北は畑・山林です。

図面は27ページと28ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

原田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

牛舎を営むということで、現在父親が営んでおりまして、息子さんが東京から帰省し引き継ぐとのことで、喜ばしいことです。場所は、山に囲まれ問題ないとおもいます。

議 長

それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長

周囲が山林に囲まれ問題ありません。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

申請人は 下野の ○○○○ 様、

所在地は、大字下野 三本松 ○○○番○ 外2筆、

地目はすべて畑、面積合計は、4, 149㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。

事由は、申請地は現在耕作されておらず、荒廃地となっている。今後も畑として耕作の見通しもない。土地の有効活用のため太陽光発電設備設置として 転用したい ということです。

東は山林、西は里道、南は山林、北は山林・農道です。

図面は29ページと30ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

植松委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

茶畑が下からずっとあり、ほとんどが荒れておりました。道も狭く、軽トラックで行けるような所です。道も荒れており、施設を建設するには、資材搬入等もあることから、綺麗になるのではと思います。また後で議案となりますが、隣にも太陽光発電設備設置があります。

議 長

それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長 大変なところで、資材はどのようにして搬入するのかを心配しておりました。場所については、最適なところと思います。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番です。

申請人は 大野原の ○○○○ 様、

所在地は、大字岩屋川内 野原 ○○○番○

地目は畑、面積は、1, 535㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。

事由は、申請地は茶畑として生育が悪く収穫できないことが多く寒風被害もあり一番茶が採れず、植えなおしても育たなかった。土地の有効活用のため太陽光発電設備設置として 転用したい ということです。

東は畑・雑種地、西は地区外、南は雑種地・道路、北は畑です。

図面は31ページと32ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長 杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 スクリーンを見て分かるように、もったいない景色でございます。しかし、大野原の演習場の隣で、北風が強く、一番茶を収穫しようとしても、2番茶の時期くらいになり、生育もよくないとのことで、太陽光発電設備設置したいとのことでした。勾配もきつくないと思います。

議 長 それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長 杉崎委員が説明されように問題ないと思います。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

周辺農地への影響もなく日光を遮断する障害もないため、太陽光発電設備設置として転用したい ということです。

東は田、西・南は水路、北は宅地 です。

売買価格は、反当たり829,187円、全体で1,500,000円です。

図面は37ページと38ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

森委員、地域担当委員及び班長としての説明、報告をお願いします。

地域担当・班長

今日は地元の地区担当委員の前田推進委員がいらしておりますので説明をお願いします。

地域担当

ここは、〇〇さんですが高齢で、管理の方は馬場下地区でしております。草竹が繁っており、シルバーさんをお願いしていて、今回、太陽光発電設備となり喜んでるところです。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行いません。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。

貸付人は 下野の 〇〇〇〇 様、

借受人は 今寺の 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字下野 三本松 〇〇〇番〇、地目は畑、

面積は1,315㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。

事由は、申請地は現在耕作はなされておらず、荒廃地となっている。今後も畑として耕作の見通しもない。土地の有効活用のため太陽光発電設備設置 として転用したい ということです。

東は里道、西は雑種地・畑、南は山林、北は里道・雑種地 です。

賃借料は年間 反当たり53,232円、全体で70,000円です。

図面は39ページと40ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

さっきの議案4号の〇〇さんの案件の隣で、サンパワー企画と兄弟でありまして、問題ないと思います。

議 長

森委員、班長としての報告をお願いします。

班 長 議案4号の案件と同じで、問題ないと思います。
議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号4番です。
譲渡人は 温泉3区の ○○○○ 様 外1名様
譲受人は 下宿の 医療法人○○○○ 理事長 ○○○○ 様です。
所在地は、大字下宿 第七区画整理 ○○○番○ 外1筆
地目は2筆とも畑、面積の合計は、835㎡です。
農地区分は第3種農地、用途目的は、駐車場です。
事由は、医療法人○○○○の従業員駐車場が不足しているため、申請地を駐車場用地 として転用したい ということです。

東は宅地、 西・南・北は宅地・道路 です。

売買価格は、反当たり31,233,533円、

全体で26,080,000円です。

図面は41ページと42ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長 植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 下宿の区画整理地内であり問題ないと思います。

議 長 森委員、班長としての報告をお願いします。

班 長 団地内の整備された土地でありますので、問題ありません。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書34ページ、整理番号5番です。

譲渡人は 下宿の ○○○○ 様 外1名様

譲受人は 下宿の ○○○○ 様 外1名様 です。

所在地は、大字下宿 第七区画整理 ○○○番○ 外1筆

られ、所有者が亡くなられ、息子さんも伊万里におられます。現在空き家になっております。45年前に圃場整備がなされ、区画がいろいろにと家の周りは畑とされておりました。道路側の農業倉庫が建設され、転用申請はされています。今後、農業用倉庫としての利用も無く、また周りの畑も瓦やら、石があり、農地を復元することが不可能であるため、非農地証明願いをお願いしたいとのことです。

議 長
班 長

森班長、班長としての報告をお願いします。

平成5年の圃場整備の時区画が整理され、父親の〇〇さんが転用されてなかったとのことで、その後何になるかと尋ねたところ、今のところ宅老を考えているとのことでした。

議 長
議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第6号 非農地証明願について 整理番号1番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

整理番号2番です。

申請人は 五代の 〇〇〇〇 様

所在地は、大字大草野 塔ノ原 〇〇〇番、

地目は田、面積は177㎡、用途目的は廃材埋立

事由は、申請地は平成3年頃、転用申請すべきであったところを、転用許可を得ずに、当時の所有者であった父が廃材の埋め立てに使用してしまいました。農地への復元も困難であり、登記地目を変更するため非農地証明を願うもので、始末書付の案件です。

東は田、西は宅地、南は田（現況：宅地）、北は宅地・田 です。

図面は48ページから49ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地 域 担 当

西田委員、地域担当委員としての説明及び意見をお願いします。

隣に建設会社がありますが、造成時に一緒に埋めており、廃材ではなく、廃土であります。もう何年も経過し、ゆくゆくは隣と建設会社に売るということで、非農地証明願いのことです。

議 長
班 長

森班長、班長としての報告をお願いします。

説明のとおりで、問題ありません。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

す。(意見書案読み上げ)

厳しい内容となっておりますが、皆さんの意見をお聞きし、持ち帰ってでも確認また意見を頂ければと思います。2週間以内ぐらいに意見を頂き、10月2日に、直接市長に提出したいと思います。

議 長

それでは、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第26回定例総会を閉会します。

(午後 3 時 18 分 閉会)